

# 2020春闘勝利

## 国労水戸

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENYビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 久保田重明  
編集責任者 坂下 司

### 職場から要求作り

国労は、第190回拡大中央委員会で賃上げ要求を決定した。  
国労東日本本部は、2月28日に第1回の賃金交渉を行った。賃上げ要求・職場改善要求獲得に向けて3月13日の回答指定日まで取り組む。

国労の賃上げ要求は基本給(平均)の4%相当額、11000円を基本とするベースアップを求めるとした。  
過去6年連続のベースアップであったが我々の要求とかけ離れたものである。

昨年の台風被害の復旧に向けても昼夜問わず業務を行ってきた。  
JR東日本は8期連続の過去最高益になっている。内部留保を切り崩せば我々の要求には応えられる。  
また、働き方改革関連法が1年を迎えようとしているが、長時間労働は改善されたのか検証する必要がある。  
労働組合として、働きや



一人で悩まず 国労へ相談。  
みんなが楽しく がんばろう！職  
すい職場を目指し、安全・仕事総点検運動で取り組むこと。  
ベースアップは労使間の交渉で決まります。職場から他労組や未加入者を巻き込み、職場改善闘争と賃金闘争と合わせ、労働組合の必要性を訴え春闘を構築していく。

### 働き方改革関連法③

#### 年次有給休暇の付与や取得に関する基本的なルール

労働基準法において1、雇入れから6か月継続して雇われている。

2、全労働日の8割以上を出勤している。

2つの条件が満たせば年次有給休暇を10日取得できる。

#### 年5日の年次有給休暇の取得

年5日の取得が使用者側の義務となる。(年休が10日以上付与された労働者が対象)

年休を取り残す理由として「病気への備え」「迷惑をかける」「仕事量が多い」が上位を占める。

#### 罰則

年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合、会社は30万円以下の罰金。(対象となる労働者1人につき1罪となるので、10人いたら300万円。)

まもなく施行日から1年になり、休日を減らして、年休5日分に充てようとする会社もあります。これは就業規則の変更となるので出来ません。(注：中小企業は2020年4月からです)